大會抄錄

儒學提舉司をとおしてみる元代の官吏任用問題

櫻井智美

元代の官吏任用制度については、他の時代と比較して、科擧が行われない時期が長かった點や、吏から官への昇進が多かった點などが、時代的な特徴として指摘されてきた。しかし、元代の官吏任用を總體として見ると、推擧や臨時的な個別任用など、多樣かつ複合的なルートにより官界に進出する者がかなりの割合を占めていた。本報告では、その一翼を擔う機關として、儒學提舉司という元代に特徴的な働きをする官廳をとり上げる。

元代の儒學提舉は、學校における祭祀や教育など地方の教育行政、及び書物の出版を主に取り扱う。大都のほか、陝西・江南・四川、そして遼陽等の行省に順次設置された。提舉官への昇進には、地方學校の學官からと、中央の學官や翰林官からの二ルートが存在し、後者はさらに高官へ昇進してゆく過程の一つでもあった。儒學提舉司にはダルガチが設置されず、現地出身者が主に採用されたことが行政衙門としては例外的で、そこに見られる國家の姿勢は、道教や佛教組織に類するものだった。また、儒學提舉司の役割は、實際には文教機關としての職務だけに止まらず、任用などにも及んでいたふしがある。そのような特徴が、官吏任用制度全體とどう絡んでいくのか考えてみたい。

南朝政治史試論——宋・齊時代を中心に——

川合安

南朝前半、宋・齊時代政治史の特質は、皇帝權力の強化と寒門・寒人の擡頭との關連において把捉されるのが一般的である。すなわち、東晉以來の門閥貴族勢力に對抗して、皇帝權力側が寒門・寒人出身者を中書舍人等に登用しつつ、專制的な政治を志向する、という枠組みで把捉されてきた。かかる枠組みは、『宋書』『南齊書』の編纂者である沈約や蕭子顯の觀點に由來するものであって、當時の政治思想のひとつの重要な傾向を示すものではあっても、當時の政治の實態を客觀的に反映しているとは、必ずしもいえないのではなかろうか。

右の疑問點の解明に際しては、國家意志の決定される場としての「議」が手がかりを與えてくれるように思われる。「議」においては、門閥貴族も寒門・寒人も含めた關係官僚と皇帝との間で意見の調整が行われ、合意が形成され、その合意事項が皇帝の名のもとに決定施行される。この合意形成の過程において意見の對立がみられる場合もあるが、その對立は、皇帝對門閥貴族ないしは門閥貴族對寒門・寒人という枠組みでは把捉が困難である。以上のような觀點から、南朝政治史はどのように捉え直されるべきか、卑見を述べてみたい。